第19節 緊急輸送計画

| 第1項 | 輸送対象の想定 |
|-----|-------------|
| 第2項 | 緊急通行車両の確認 |
| 第3項 | 緊急通行車両の事前届出 |
| 第4項 | 緊急輸送等に係る措置 |
| 第5項 | 災害救助法に基づく措置 |

《基本方針》

市及び関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実するものとする。

第1項 輸送対象の想定

1. 輸送の対象

《輸送の対象》

1) 第1段階

- 7. 救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ. 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電気、ガス、水道施設、保 安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物 資

2) 第2段階

- ア. 上記第1段階の続行
- イ. 食糧、飲料水、その他生命の維持に必要な物資
- り. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

3) 第3段階

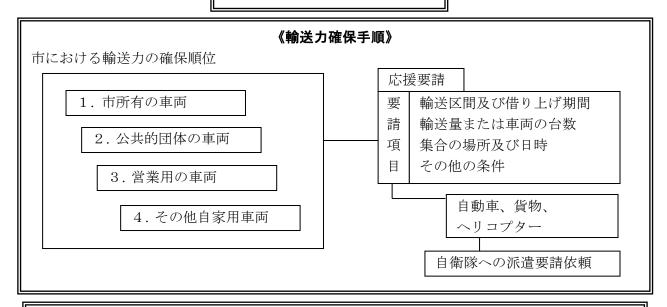
- ア. 上記第2段階の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ. 生活必需品

2. 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確 実に輸送できる適切な方法を用いる。

《災害時の輸送方法》

- ア. 自動車輸送
- 4. 鉄道輸送
- ウ. 人力輸送
- 工. 航空輸送



| 《輸送の依頼先》 | | | | | | | |
|----------|------|--------------------------------|-----------|--|--|--|--|
| 種別 | | 確保時の状況 | 依 頼 先 等 | | | | |
| 自動車 | 公用車 | 主たる輸送力として使用 | 総務班等が配車指示 | | | | |
| | 営業用他 | 庁用車のみでは不足する場合 | 各事業所等 | | | | |
| 鉄 道 | JR | 自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき | 九州旅客鉄道 | | | | |
| 航空機 | 自衛隊 | 陸上交通が途絶した場合 | 知事または自衛隊 | | | | |
| | • | · | | | | | |

第2項 緊急通行車両の確認

《基本方針》

公安委員会が災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止または制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、県知事または県公安委員会は災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両確認(証明書及び標章の交付)を行うものとしている。

【本章第18節「交通対策計画」参照】

1. 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

災害発生後、救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を、県または県公安委員会の担当部局に提出する。

- 1) 県
 - 7. 福岡県総務部防災危機管理局
 - イ. 福岡農林事務所
- 2) 県公安委員会
 - 7. 県警察本部交通規制課
 - 1. 各警察署交通課

《緊急通行車両の取扱》

(基本法第76条に規定する緊急通行車両通行の確認)

緊急通行車両確認申請を県警察本部交通規制課、筑紫野警察署長または福 岡農林事務所長に提出

標章及び確認証明書の交付(別記様式3、4号)を受ける。

2. 緊急交通路 (第2章10節)

◆緊急交通路指定路線

平成22年3月

| 地域 | 種別 | 道路名 | 距離 (km) | 選定理由 | 予備路線 |
|----|----|--------|---------|--------------|--------|
| | | 九州自動車道 | 133. 6 | 本州、九州中、南部方面等 | 国道3号 |
| 福岡 | 陸上 | | | からの緊急輸送 | |
| 地域 | 輸送 | 国道3号 | 161. 9 | 本州、九州中、南部方面等 | 九州自動車道 |
| | | | | からの緊急輸送 | |
| 筑豊 | 陸上 | 国道200号 | 82. 4 | 本州、九州中、南部方面等 | 国道3号 |
| 地域 | 輸送 | | | からの緊急輸送 | |

平成22年度 福岡県地域防災計画書

第3項 緊急通行車両の事前届出

1. 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施する ため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

(1) 事前届出の対象とする車両 事前届出の対象とする車両は、次の事項のいずれにも該当する車両とする。 災害時において基本法第 50 条第1項に規定する災害応急対策を実施するために市が 使用する計画がある車両とする。

- 7. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
- イ. 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- り. 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ. 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- キ. 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 7. 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ、その他災害の発生の防ぎょまたは拡大の防止のための措置に関する事項

2. 事前届出の申請

(1) 申請者

事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第 33 条第1項に基づく緊急通行車両の緊急 通行を実施することについて責任を有する者(代行者を含む)。

(2) 申請先

申請に係る車両の使用本拠位置を管轄する警察署または県警察本部交通規制課とする。

3. 申請書類

- (1) 緊急通行車両事前届出書 2通
- (2) 申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類 1通
- (3) 自動車検査証の写し 1通

4. 災害発生時の事前届出車両の措置【資料編*1*2 参照】

事前届出車両について、前記の緊急通行車両の確認申請を受けた県または県公安委員会は、確認に 係る審査を省略し、別記様式第3の証明書及び別記様式第2の標章を直ちに申請者に交付する。

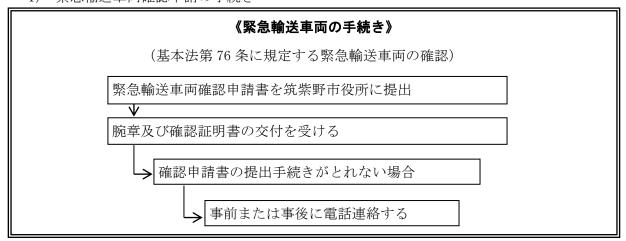
※疎明 ①釈明

②当事者が確からしいという推測を裁判官に生じさせること。または、これに基づき裁判官が一応推測を得た状態。

^{*1 ●} 資料 3.19.1 「緊急通行車両の証明書等(別記様式1~4)」

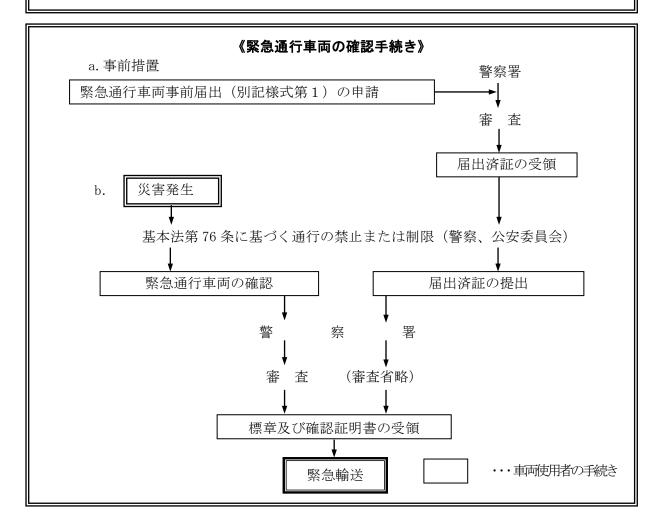
^{*2 ●} 資料 3.19.2 「市有車両確認一覧表」

1) 緊急輸送車両確認申請の手続き



《災害時における交通の禁止及び制限》

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県またはこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができる。



第4項 緊急輸送等に係る措置

1. 緊急輸送等に係る措置

- (1) 輸送力の確保手順
 - 1) 市有車両等の確保

市は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。

- 7. 車両等の掌握は、"総務班"において行う。
- イ. 各班は、車両等を必要とするときは、総務班に配車を要請する。
- ウ. 総務班は、上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、 要請者に通知する。
- 2) 市有以外の車両等の確保
 - 7. 各班は、市有以外の車両等を確保する必要がある場含、"総務班"に車両等の確保を要請する。
 - イ. 総務班は、上記の要請があった場合、市有車以外の車両の確保に努める。
 - ウ. 市長は、市内で車両等の確保が困難な場合は下記の事項を明示して、周辺の市町または県 に協力を要請して車両の確保を図る。

《要請内容》

- ア. 輸送区間及び借上期間
- イ. 輸送人員または輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集合場所及び日時
- オ. その他必要な事項

第5項 災害救助法に基づく措置

1. 災害救助法に基づく措置

《教助法における輸送の範囲及び期間》 7. 被災者の避難 4. 医療及び助産 ウ. 被災者の救出 エ. 飲料水の給水 オ. 救助用物資 カ. 行方不明者の捜索 キ. 遺体の処理(埋葬を除く。)